

第 5 号様式

年 月 日

殿

東久留米市長

印

廃棄物処理手数料決定通知書

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
第 1 4 条第 3 項により、廃棄物手数料を下記のとおり決定し
ましたので通知します。

記

1	手数料額	30日	円
2	処理量	31日	円
3	手数料対象額		kg
4	単価	収集 1kg につき	円
5	減免率		%

なお、この決定に異議がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して 15 日以内に、市長に対して排出量の再調査を請求することができます。